

条件付き一般競争入札

下関市上下水道局告示第53号

平成27年5月18日

公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、下記により告示する。

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 三木 潤一

工事名

王喜処理分区下水道管渠布設工事(4)

工事場所

下関市 王喜本町二丁目

工事概要

施工延長 L=208m ・管きょ工(開削工法)一式 ・マンホール工一式 ・取付管およびます工一式 ・付帯工一式

工期

契約の翌日から平成27年10月30日

設計金額

¥15,819,000円(消費税抜き)

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録され、旧市内地域又は山陽地域に本店があること。

(3) この告示の日から本工事の開札の日までの間に、下関市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領及び下関市物品売買等及び業務委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていないこと。

(4) 土木一式工事の下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点(以下「評点」という。)が700点以上であること。

(5) 平成14年4月1日以降に、公共工事の元請として、下水道管渠布設工事(請負金額1,000万円以上)を施工し、引き渡した実績を有すること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(8) 工事費内訳書を提出すること(下関市電子入札システムを使用し、入札書に添付して提出)。

(9) 上記(5)については、下関市上下水道局条件付一般競争入札実施要領に定める第2号様式を、ファクシミリにより送付すること。(FAX番号083-231-3338)

※様式については概要からダウンロードし入手すること。

(10) 上記(8)の工事内訳書の様式は、添付文書からダウンロードし入手すること。

入札条件

添付文書

| | |
|-----------|--|
| 申請方法 | 下関市電子入札システムを使用すること。 |
| 申請書提出期間 | 平成27年5月18日(月) 9時 から 平成27年5月22日(金) 17時 まで |
| 入札参加資格の決定 | 入札参加資格の審査結果は、平成27年5月25日(月)までに通知する。 承認の通知を受けたものは、入札参加資格があるものとする。 |
| 設計図書の購入先 | その他欄を参照すること。 |
| 質問の方法 | 入札参加申請に係る本工事内容への質問は、ファクシミリによること。 質問の期限は、平成27年5月26日(火) 17時までとする。 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。 |
| 入札方法 | (1) 下関市電子入札システムを使用すること。 (2) 入札書締切は 平成27年5月29日(金) 17時 締切 |
| 入札(開札)日時等 | (1) 入札(開札)日時 平成27年6月2日(火) 9時30分 (2) 入札(開札)場所 下関市上下水道局 入札室 |
| 入札保証金 | 下関市契約規則又は下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。 |
| 落札者決定 | 最低制限価格を設定するので、その価格に満たない者は落札外とする。ただし、最低制限価格は下限価格を設定する。(下関市上下水道局最低制限価格制度実施要領(平成20年10月1日制定)第4条(1)の規定) |
| その他 | (1) 設計図書は、本告示内の図面欄よりダウンロードすること。 (2) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を下関市上下水道局経営管理課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。 (3) 上記(2)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。 (4) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局工事等請負契約入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 (5) 工事費内訳書の提出がない、又は工事費内訳書に不備があるものについては、その者のした入札は無効とする。 (6) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。 (7) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 (8) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。 (9) 上記(6)及び(8)の入札条件に係る評点については、参加承認可否通知後の変動に関わらず通知時の評点をもって入札参加可否決定の評点とする。 |
| 概要 | 概要 |
| 図面 | 図面 |